

第4章 施策の方向と重点施策

“ともに支えあう 健康で心豊かなまちづくり”の実現に向けて次のように施策の方向を定め、重点施策を目標として平成31年までの達成を目指します。

また、高齢者、障がい者、こども、健康の分野別の重点施策については、分野ごとの計画のなかで設定しております。

1 施策の方向

2 各分野の重点施策

- (1) 地域福祉
- (2) 高齢者福祉
- (3) 障がい者福祉
- (4) 子育て支援
- (5) 健康

第4章 施策の方向と重点施策

1 施策の方向

1. その人らしく じりつした生活を支える仕組みづくり

介護保険制度や障害者自立支援法に見られるように、福祉サービスを利用しようとするすべての市民が自分に適したサービスを選択できる制度への転換が進んでいます。

まず、利用者本人が理解できる形でサービスの内容を伝え、その人らしく生活するために、自分が望むサービスを選択できることが大切です。また、権利を保護することを基本とし、じりつした生活ができるよう、幅広い相談体制の拡充とサービスの提供を目指します。

I 情報提供体制の拡充

〔施策の方向〕

利用者本人が自分に適したサービスを選択し実現するためには、利用者のニーズの実態を的確に把握し、適切な情報を提供することが重要です。制度やサービスの具体的な内容を、利用者に十分に伝えることができる情報提供の体制づくりを進めます。

(1) 当事者の目線に立った情報提供体制の推進

- ・ 当事者の意見を反映させていくために、アンケートや関係団体との意見交換など、さまざまな機会をとらえて当事者の一層の参画を推進することが必要になります。
- ・ 多様なニーズを的確にとらえて、当事者の意見を反映させることで、行政のサービスや情報の内容などについて、本当に必要なものを必要な人に効果的に伝えることが出来る体制を進めます。

〔市〕実施〔市民〕実施〔事業者〕実施

(2) わかりやすい情報提供体制の整備

市民が自分に適したサービスを選択できるように、わかりやすい情報提供体制の整備と利用者が制度やサービスの具体的な内容を十分に理解できるよう、多様な手法による情報提供体制の整備に努めます。

- ・ きめ細かな支援のために、サービスが多様化することで伝わりづらくなならないよう分野別の情報冊子やパンフレットなどを活用し、必要な人にわかりやすい情報提供を進めます。

- ・ 広報かがや市のホームページなどにより、情報の即時性を高めます。
 - ・ 「障がい者福祉ガイドブック」や「広報かがの音訳CD・点訳」など、障がいのある人へ多様な手法で情報提供に努めます。
 - ・ 市に手話通訳士等を配置し、会議や行事など意志疎通が困難な障がいのある人の情報交換を支援します。
 - ・ ケーブルテレビやかもまる講座の実施など多様な情報媒体の活用を進めます。
- 〔市〕実施〔市民〕市への意見〔事業者〕市への意見

Ⅱ 相談体制・権利擁護体制の整備拡充

〔施策の方向〕

福祉サービスを必要とする人が、適切なサービスを受けられるよう相談体制の整備・拡充を図ります。また、民生・児童委員、ケアマネジャーなど地域との相談体制の連携を深めるとともに、利用者の立場に立って適切に対応できる権利擁護体制を整備します。

（１）市相談窓口の体制強化

- ・ 健康と福祉に関する相談窓口として、各分野において利用者ニーズに応じた相談体制の連携を強化します。
- ・ 高齢者福祉では、在宅医療と介護の連携強化や地域の力で高齢者を支える体制整備を進めます。
- ・ 障がい者福祉では、地域における相談支援事業における専門員を確保し、相談体制を進めます。
- ・ 子育て支援では、育児に関する一般相談を子育て支援センターで、児童虐待に関する支援をこども支援相談室で実施するほか、子どもの成長過程で発達に遅れや障がいのある子どもに対する支援体制を推進します。
- ・ 母子保健では、育てにくさを感じる子どもの親への相談体制を進めます。
- ・ 経済的な生活困窮問題では、専門支援員を設置して継続的な相談支援を行いながら、就労につなげる体制を整備します。

〔市〕実施〔市民〕協力〔事業者〕協力

（２）地域との相談体制の連携強化

- ・ 地域での身近な相談窓口として、民生・児童委員との連携を維持し相談体制の整備を強化します。
- ・ 高齢者福祉では、ケアマネジャーや各種サービス事業所等と課題と情報を共有し地域の福祉人材と連携した相談体制を進めます。
- ・ 障がい者福祉では、相談事業所数の適正化を進め、地域で障がい者相談員を配置した相談支援体制の強化を図ります。

〔市〕実施〔市民〕協力〔事業者〕協力

(3) 権利擁護体制の充実

サービスの適切な利用を支援したり、判断能力が不十分な人などに対して、成年後見制度の利用支援や助言を行ないます。

- ・ かが成年後見センター「ほっこり」による相談体制を充実し、法人後見業務と併せて制度の利用促進を図ります。
- ・ 成年後見制度の周知活動や市民後見人等の人材育成に取り組みます。
- ・ 認知症を誰もが正しく理解するための情報提供を推進することで、地域において専門職が状況を把握する体制づくりを進め、高齢者の権利擁護を支援します。

〔市〕実施〔市民〕理解〔事業者〕協力

(4) 虐待防止体制の促進

高齢者や障がいのある人、子どもなど家族や周囲の人の中で、気が付かない間に虐待につながる可能性があります。相談体制を充実するとともに、広く虐待に関する認識を深められるように情報発信を継続します。

〔市〕普及〔市民〕理解〔事業者〕協力

Ⅲ サービスの質の確保

〔施策の方向〕

利用者がより質の高いサービスを選択して利用できるよう、実施者自らがサービスの質の向上に取り組むとともに、ニーズの変化をとらえ制度やサービスの内容など、できるだけ広範な情報を提供するよう進めます。

(1) 利用者ニーズに応じた支援

- ・ 障がいのある子どもの育成のため、療育的支援の必要性から障害児通所支援サービスの量と質の拡充を図ります。
- ・ 子育て世代の女性の就労形態にあわせ、延長保育、休日保育や病児病後児保育など、多様な保育サービスを提供します。

〔市〕実施〔市民〕理解〔事業者〕協力

(2) 事業者団体への支援

- ・ 事業者団体に対して各種情報を提供するとともに、事業者間の情報ネットワークの構築を支援するなど、福祉サービスの安定提供、質の確保を図ります。
- ・ 利用者の「声」を事業者団体に提供し、事業者自らがサービスの質の向上に取り組むことへの支援を強化することによってサービス改善を促進します。

〔市〕実施〔市民〕意見〔事業者〕努力

(3) 評価サービスの普及促進

評価制度を導入し、施設やサービス提供機関が自らのサービス内容などを評価し公表することは、利用者が事業者を選択する際の目安になることやサービスの質の向上に向けた取り組みのひとつとして重要になります。また、自分たちでは気づかなかった課題を把握するなど、サービスの質の確保に必要なことから関係機関等に理解を求めながら、普及促進を図ります。

〔市〕普及〔市民〕理解〔事業者〕実施

2. 健やかで 安心できる生活しやすい 体制づくり

超高齢社会に備え、健やかで安心できる生活を送るためには、若いうちから健康を増進し、疾病予防を推進し、健康は自分自身で守り維持するということの理解を進める必要があります。また、日常的に支援を要する人への細やかな対応に配慮しながら、日頃の見守り活動や災害に備えた見守り体制を推進し、地域住民が真に安心して暮らせるまちづくりも大切です。

行政と福祉事業者や地域住民、NPO等の団体が、それぞれの役割を担いながら連携を強め、地域福祉の充実に向けて取り組みを進めることが必要です。

I 健康づくりの推進

〔施策の方向〕

生活習慣病や、寝たきりなどの要介護状態の人が増加するなかで、市民一人ひとりが、自らの健康づくり・健康管理に積極的に取り組むことが、疾病予防や早期治療と合わせて、非常に重要になっています。

(1) 相談・情報提供体制の充実

健康に関する知識や情報の提供体制をまちづくりに係わる団体等の協力を得ながら充実し、健康づくりの重要性についての理解を進めます。

〔市〕実施〔市民〕理解〔事業者〕理解

(2) 生活習慣病予防の推進

乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた生活習慣病予防対策を進め、健康づくりの増進を図ります。市民が主体的に健康管理するために、医療保険者による特定健康診査と特定保健指導の重要性を周知するとともに、市のがん検診など受診しやすい体制づくりを進め、健康寿命の延伸を図ります。

〔市〕支援〔市民〕実施〔事業者〕協力

(3) 地域における健康づくりへの支援

各地区で行なわれる健康づくりに関する事業を支援し、地域における全ての年代に応じた健康づくり活動を推進します。

〔市〕支援〔市民〕実施〔事業者〕協力

(4) 年代に応じた切れ目のない健康づくり

妊娠・出産・乳幼児期の母子が安心して生活できる切れ目のない支援体制を図ります。

乳幼児期から高齢期まで、栄養、食生活、身体活動など各種健康増進事業を推めるとともに、学齢期・思春期から成人期における、自殺や性、不健康痩せなどの健康問題に対しても、保健・医療関係者の連携体制により支援します。

〔市〕支援〔市民〕実施〔事業者〕協力

(5) 健康づくりの場と機会の提供

スポーツセンターや高齢者健康プラザなどが行なっている、年代に応じた体力づくりを支援するとともに、各地区においても年代に応じた健康づくりに配慮することへの理解を求めています。

〔市〕実施〔市民〕実施〔事業者〕協力

II 日常生活の支援・整備

〔施策の方向〕

市民が、健康で生きがいのある暮らしを実現するための施策を展開するほか、日常的に支援を要する人への対応にも配慮し、加齢や障がいの有無などに関係なく、住み慣れた地域でできるだけ快適な生活が送れるような施策や整備を進めていきます。

(1) 住環境整備の促進

高齢者や障がいのある人が住み慣れた家で継続して生活していくことを希望した場合、安心して生活が続けられるように、住宅改修など関係制度の情報提供をはじめ、民間の賃貸住宅における住宅改修への貸主の理解など、本人の希望や意志を尊重することへの理解を求めていく必要があります。

〔市〕努力〔市民〕理解〔事業者〕理解

(2) 地域生活環境の整備

認知症について地域の人が正しく理解し、支えあえる生活環境づくりを進めます。

また、障がいのある人の住まいの場を確保する環境整備を進めます。

〔市〕実施〔市民〕理解〔事業者〕協力

(3) 在宅医療と介護連携の促進

高齢による病気や介護が必要な状況であっても、在宅療養ができるよう支援し、医療と介護の連携を推進する体制を促進します。

〔市〕実施〔市民〕理解〔事業者〕協力

(4) 子どもを産み育てたいと思われるまちづくり

育児サークルやファミリー・サポート・センター等、地域が行う子育て活動に支援し、地域の子育て力を高めます。

また、こども医療費助成の拡充など、子育て家庭への経済的な支援の充実を図ります。

〔市〕支援〔市民〕実施〔事業者〕協力

(5) 生活支援体制の整備

高齢者が買い物の際に困っている現状や、お金の出し入れや電球交換など日常生活のちょっとした用事など、高齢者等の支援が必要な人に生活面で支援できる仕組みづくりを進めます。

通院、通学等の移動手段確保のために、路線バスの確保や新しい交通手段の構築に向けて、地域の理解と運営体制を支援します。

〔市〕検討・実施〔市民〕協力・実施〔事業者〕実施・協力

(6) 降雪時における地域除雪体制の整備

降雪時における高齢者世帯や障がい者世帯の除雪や地域内歩道・通学路等の除雪について、地域の中で助け合える体制整備を促進します。

また、特別な支援が必要な場合には、屋根雪下ろし補助金などで支援します。

〔市〕支援〔市民〕実施〔事業者〕協力

Ⅲ 情報の共有の確立・防災体制の促進

〔施策の方向〕

人間関係の希薄化が進み、日常の情報を伝えたり、共有することが少なくなっていることから、市民が、安心した暮らしを実現するためにも、生活に密着した情報伝達システムの整備を推進します。災害時要援護者に対する細やかな配慮のある見守り体制を促進し、子どもから高齢者まで安心して暮らせるまちづくりを目指します。

(1) 日常時から災害時まで要支援者を把握する見守り体制の推進

日常時であっても災害時であっても、高齢者や障がいのある人、子どもなど特に支援が

必要な人にとっては、地域での見守り体制が重要です。

日頃から緊急時・災害時に備え、支援が必要な人を地域で把握できるよう、市と民生・児童委員や地域と連携した「加賀市地域見守り支えあいネットワーク」を推進します。

見守り支えあい制度へ登録の推進や、登録者を記載した「避難行動要支援者名簿」の各区長への設置の推進のほか、民間事業者との見守り体制を構築することで、相乗効果を生み出す見守り体制を促進します。

〔市〕実施〔市民〕実施〔事業者〕協力

（２） 命を守る情報伝達の整備

認知症などにより、行方不明となった高齢者を発見するため防災メール等と連動した情報発信体制を構築します。

〔市〕実施〔市民〕実施〔事業者〕協力

（３） 障がいのある人に対する情報伝達の配慮

視覚に障がいのある人や言語・聴覚に障がいのある人、聴力・視力が低下した高齢者など、情報の伝達に支援が必要な人たちにも確実に情報が伝達できるように、障がい特性に配慮した情報伝達方法を整備・推進します。

〔市〕実施〔市民〕理解〔事業者〕理解

IV 生きがいのある暮らしの創造

〔施策の方向〕

市民が、健康で生きがいをもって地域で暮らしていけるように、自らが地域活動の中心的役割を担っていただけるような環境づくりを推進します。また、就労環境が子育てや地域活動の支障になっていることから、「ワーク・ライフ・バランス」を普及し、すべての人が仕事や社会参加などで生きがいをもてる暮らしを目指します。

（１） 世代間交流の支援

老人クラブ等の高齢者の活動を支援し、高齢者同士又は高齢者と子ども、隣近所や地域住民との交流を支援します。また、小学校における伝承教育や保育園での園児との交流などの場と機会の確保を支援します。

〔市〕支援〔市民〕実施〔事業者〕理解

（２） 「ワーク・ライフ・バランス」の普及

仕事についてはやりがいをもって充実感を感じながら働くとともに、家庭や地域においても家事、育児、地域活動を積極的に行なうなど、仕事と生活の調和「ワーク・ライフ・バランス」を図ることはとても大切です。しかしながら現実には仕事と育児・介護との両

立が難しい、地域活動に参加できないなど、生活面で様々な問題が生じています。

そのようなことから将来への不安が増大し、少子化をはじめ多くの地域活動の低下をもたらす大きな要因のひとつになっています。「ワーク・ライフ・バランス」を推進し、地域においてもいろいろな活動を行なうことにより、いきいきとした生活を目指します。

〔市〕普及〔市民〕実施〔事業者〕協力

（３） 障がいのある人の就労への理解

どのような障がいがあっても、その意欲と能力に応じた就労の機会を得る権利があります。そこで事業所だけでなく、地域全体として、障がいのある人の就労に対する理解を深め、障がいのある人の就労を促進します。

一般就労の環境づくりに努め、福祉的就労の場である事業所への支援を通じて障がいのある人のじりつと社会参加を目指します。

〔市〕促進〔市民〕理解〔事業者〕協力

（４） 高齢者のための活動機会の充実

高齢になっても住み慣れた地域で心豊かな生活を送るため、高齢者自らも社会貢献活動や生涯学習、スポーツ等の活動に積極的に参加し、充実した暮らしを送ることが重要です。高齢者の積極的なボランティア参加と高齢者の生きがいがづくり事業を推進します。

〔市〕促進〔市民〕参加〔事業者〕協力

3. 手をつなぎ みんなで支えあうまちづくり

地域のまちづくりを推進する主役は住民一人ひとりです。地域住民はサービスの利用者であるとともに、その最も身近な担い手でもあります。市民すべてが地域でその人らしく自立した生活ができ、健やかで安心な状況で生活するためには、一人ひとりが地域福祉活動に参加し、地域で助け合い、支えあうことが大変重要です。そのためには、日常生活のなかで、日頃から交流を深め、心のつながりを築いていくことが必要です。また、すべての市民が社会との関わりを持ちながら、健康的で生きがいのある生活を送ることを望んでいます。市民のライフスタイルに応じた学習活動、スポーツ・レクリエーション・ボランティア活動などさまざまな分野において社会参加を促進する環境を整備する必要があります。

I 支えあいのネットワークの推進

〔施策の方向〕

市民生活の変化が進み、必要とされる福祉サービスの内容も多様化しています。ニーズに応じた幅広い支援を提供するためには、福祉サービス提供機関や地域のボランティア

ループなどが連携して、活動を進めることが必要になります。このような活動を実現する支えあいのネットワーク化を推進します。

(1) ネットワークづくりの推進

地域福祉活動が、さまざまな状況に対応したり必要に応じて相互に連携した活動を実現するためには、普段からの関係づくりが大切であることから、福祉サービス提供事業者や地域のボランティアグループなどのネットワークづくりを推進します。

〔市〕支援〔市民〕実施〔事業者〕実施

(2) 関係団体による連携強化の促進

隣近所の関係の希薄化や地域の助け合いが少なくなっている状況、多様化する住民ニーズに対応するために、地域福祉活動を活性化し地域の助け合いを進める互助・共助の力を高める必要があります。地区まちづくり推進協議会、民生・児童委員、地区社会福祉協議会、区長、公民館長、福祉事業者、警察等の協力体制が必要になることから、その連携強化を促進します。

〔市〕支援〔市民〕実施〔事業者〕協力

(3) 子育て世帯のネットワークづくりの促進

子育て世帯の親と子が気軽に交流を図る場を設け、子育て世代のネットワークづくりを推進します。また、専門的支援を行う「子育て支援センター」等と連携し、子育ての悩みや相談に応じる地域の子育てニーズに応じた活動を支援します。

〔市〕支援〔市民〕実施〔事業者〕協力

(4) 「地域見守り支えあいネットワーク」の充実と促進

高齢化が急激に進み、地域のつながりが薄れる中で、一人暮らし高齢者の孤独死や、認知症による徘徊、地域で生活する障がいのある人の不安感、子どもの安全など必要とされる見守りの幅も年々広がりが期待されています。

平成26年度から、災害対策基本法の改正にあわせて、避難行動に支援を要する人を名簿により把握することが自治体に義務付けられたことから、市では「地域見守り支えあいネットワーク」により日常時から災害時までを対象とした活動を進めており、今後も、支援を要する人を把握する体制を充実し、見守り体制を促進します。

- ・ 現在の「地域見守り支えあいネットワーク」を核として、地域での見守り体制の充実として、福祉協力員や地区社会福祉協議会へのさらなる参加を促し、地区区長会との協定の締結、地区まちづくり推進協議会や市内事業者との見守り連携協定等により連携強化を進めます。
- ・ IT機器を活用した安否確認など多様な手法も取り入れながら、重層的な見守り体制を検討します。

- ・ 支援が必要な人の見守り体制を推進するため、地域見守り支えあい推進会により、関係機関との連携を図ります。
- ・ 災害時の高齢者や障がいのある人の対応について、防災士会や防災ターダー会、災害ボランティアコーディネータ連絡会などの意見を取り入れながら、見守り体制により収集した情報を活用して災害時に迅速な福祉避難所の設置・運営が図れるように検討を進めます。

〔市〕 支援〔市民〕 実施〔事業者〕 協力

（５） 多様な地域福祉活動の促進

ひとり暮らし高齢者や障がいのある人へのゴミ捨てや除雪や、日常的な思いやり活動をはじめ、小さなボランティア活動を大切にすること等により、地域福祉活動を促進します。

〔市〕 促進〔市民〕 実施〔事業者〕 協力

（６） まちづくりにかかわる地域福祉活動への協力

まちづくりにかかわる団体等が行う教育、文化、スポーツ、社会福祉などの地域活動に対して、創意工夫と魅力あるまちづくりをサポートするために情報提供などの協力を行います。

〔市〕 協力〔市民〕 実施〔事業者〕 協力

（７） 地域活動の機会拡充

住民が気軽に集まって相談や活動をする機会があることで、生きがいづくりや世代間交流、見守り活動など様々な効果が期待できるため、地域活動の機会拡充を促進します。

- ・ 町内集会施設等を中心とした、福祉活動の機会づくりを促進します。
- ・ 地域が、小中学校の施設や民間事業者の施設などを地域活動の場所として活用できるように関係機関へ要請する場合など、関係機関の協力体制を促進します。
- ・ 高齢者のほかに、障がいのある人や子ども等、支援が必要な地域の人が参加する多世代の交流の場や居場所づくりについて検討します。

〔市〕 促進〔市民〕 実施〔事業者〕 協力

Ⅱ 福祉意識の普及

〔施策の方向〕

地域福祉を進める中で、高齢者や子どもなども含めて障がいの有無にかかわらず、全ての人一人ひとりが大切にされ、いきいきと自分らしく生きる社会が理想といえます。

そのためには、一緒に助け合いながら暮らしていくことが必要になります。今後もあらゆる機会を通じて、ノーマライゼーションの理念に基づく社会の実現に向けた活動を進めていきます。

(1) ノーマライゼーションの理念にもとづく社会の実現

- ・ 市広報やホームページ、ケーブルテレビなどさまざまな広報媒体を活用し、ノーマライゼーションの理念にもとづく社会の実現に努めます。
- ・ 小中学校での福祉教育や手話教室、ボランティア体験など、活動の充実を図ります。
- ・ 障がいのある人をはじめ、だれもが楽しめる「彫刻にじかにふれて鑑賞する美術展」の開催などで、ノーマライゼーションの理念について体験していただき、その理念の普及に努めます。

〔市〕実施〔市民〕理解〔事業者〕理解

(2) 人にやさしいまちづくりの推進

公共・公益施設について、身体的状況、年齢、性別などの違いに関係なく、できるだけ多くの人が利用可能な環境をデザインするユニバーサルデザインの考え方を進めます。

〔市〕実施〔市民〕協力〔事業者〕協力

Ⅲ 福祉人材の確保

〔施策の方向〕

多様化する福祉ニーズに対応するためには、地域での活動を支える人材、専門的な福祉事業を担う人材の確保が不可欠です。市民の知恵や経験を活かして、多様化する住民のニーズに対応できる福祉人材の確保を進めます。

(1) 多様な人材の確保

団塊の世代の退職者などの地域の高齢者がもっている経験や技術を社会的財産として尊重し、多様な人材としてその効果的な活躍の場を地域に創出することを促進します。

〔市〕支援〔市民〕実施〔事業者〕実施

(2) 福祉人材の育成

福祉・医療、介護、保育などの仕事に携わる人材育成が重要とっていることから、ボランティア体験や介護体験、認知症を知る機会を通じて、福祉の仕事に関心を持つ人材育成を図ります。

また、生活課題を的確に捉え、地域福祉活動を中心的な立場で推進していくような人材の育成を進めます。そのためにも、地域の中で幅広い人材を確保できるよう研修会や養成講座等の開催を通じて、ボランティア等が活動しやすい地域づくりを促進します。

〔市〕実施〔市民〕協力〔事業所〕協力

(3) ボランティア活動の促進

市社会福祉協議会のボランティアセンターのボランティア登録斡旋を活用し、要望に沿うボランティア派遣ができるようにします。また、元気な高齢者が行うボランティア活動に対してポイントを付与するなど、ボランティアへの参加意欲が向上する取り組みを進めます。

〔市〕支援〔市民〕協力〔事業所〕実施

Ⅱ 行政、市民、関係団体等とのパートナーシップの形成

〔施策の方向〕

多様化する福祉サービスを効果的、効率的に推進するためには、行政、市民、関係団体等が適切な協働関係を構築して、具体的な支援活動を進めていく必要があります。地域福祉の効果的な推進には、行政、市民、関係団体等とのパートナーシップの形成は極めて重要になります。

(1) 市民グループやNPOとの連携による地域福祉の拡充

市民グループや各地区で自主的に取り組む福祉活動などを支援して、その充実を図るとともに、今後、期待されるNPOと連携した福祉事業を推進し、地域福祉の拡充を図ります。

〔市〕支援〔市民〕実施〔事業者〕実施

(2) 民間活力の活用による福祉サービスの確保

民間事業者が行う福祉サービスを紹介し、有効に活用するとともに、社会福祉法人などの健全な運営を支援し、安定的、効果的なサービス提供体制を確保します。

〔市〕支援〔市民〕協力〔事業者〕実施

(3) 福祉施設と地域の連携推進

- ・ 各種福祉団体や福祉施設の地域との交流を推進します。
- ・ 保育園や地域包括支援センターや民間を含めた社会福祉施設が、地域の自主的な福祉活動に対して情報提供を行うなど、地域との連携を促進します。

〔市〕支援〔市民〕実施〔事業者〕支援

※ 市民とは、個人のみでなく市民による組織や団体・まちづくりにかかわる団体などを含みます。また、事業者とは、加賀市内に在住する企業・事業所・関係機関などを含みます。

2 各分野の重点施策

(1)分野名〔 地域福祉 〕

1 概要

社会福祉法に基づく「地域福祉計画」では、地域住民の相互協力のもと、福祉サービスの適切な利用の促進や社会福祉事業の健全な発達、地域福祉活動への住民参加など、地域福祉に関する事柄を市民の意見を取り入れながら、一体的に推進するため、計画を策定することが基本とされています。

一方で、高齢者福祉、障がい者福祉、子育て支援、健康の各分野においては、それぞれの個別計画を定め、それに沿った分野別の重点施策を定めています。

本項目では、地域福祉分野の重点施策として、各分野に共通した重要性の高い事項や平成19年度以降に地方自治法第245条の4第1項の規定に基づき通知された、特に地域福祉計画に盛り込むべき事項について、その内容を記載し、健康・福祉分野の諸計画がより効果的に実践できるよう重点施策を定めます。

2 基本理念

地域で支えあい 子どもから高齢者まで 安心して暮らせる体制づくり

地域福祉推進のためには、地域住民の声を聴きながら、各福祉分野の施策を進めることが重要であることはいまでもありません。

一方で、多様なニーズのある福祉的な支援を必要とする人を把握し、総合的な相談体制や見守り活動、地域社会とのつながりを高める活動等を通じて、子どもから高齢者まで幅広い福祉ニーズに対応できる体制整備を進め、安心して心豊かに暮らせる体制づくりを進めることで、地域福祉を一体的に推進し、社会福祉を増進します。

3 基本目標

(1) 要支援者の見守りや情報共有等の支援方策の推進

一人暮らし高齢者や障がい者など、日常時から災害時等までを視野にいれ、支援が必要な人を把握する方策を定着させ、その情報を支援する人と共有することを推進することで、見守り体制を促進します。

(2) 生活困窮者への支援体制の整備

全国的にも近年、生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層が増加傾向にあることから、平成27年4月からの法律施行にあわせて、生活困窮者に対する自立支援方策を定め、生活保護に至る前の生活困窮者の把握と継続的な相談体制の整備、関係機関と連携した支援を強化します。

(3) 地域とともに支え合う仕組みの推進

見守り活動に市とともに協力している民生・児童委員のみならず、福祉協力員などの福祉人材との連携を強化することで、地域における支えあう仕組みづくりを推進する。

ボランティアが活動しやすい環境整備の促進や教育現場での福祉教育、高齢者等の経験を生かした活躍の場づくりなど、地域住民が集い、協力・連携しながら、福祉活動が行える環境整備を促進します。

(4) 相談体制の充実と連携の推進

高齢者福祉や障がい者福祉の分野では、特に地域と連携した相談体制の強化が必要です。子育て支援や健康分野では、専門的な相談体制と他分野との連携が重要になっています。健康と福祉に関する幅広い相談は、各分野の窓口において利用者ニーズに応じた体制づくりを促進する一方、連携機能を強化する必要があります。特に、成年後見制度や虐待、認知症等による行方不明の対応など、各部門の情報連携を積極的に進め、どの分野からの相談であっても機能する連携体制を促進します。

4 重点施策

(1) 「地域見守り支えあいネットワーク」の充実と促進

地域福祉計画に定める要援護者への支援方策は次のとおりとします。

ア) 要支援者の把握方法

民生・児童委員の日常時の見守り活動と連携し、身近に話あえる信頼関係での状況把握と「安心カード」(38、39 頁参照)や「地域見守り支えあいネットワーク登録申出書」(35 頁参照)を使った本人同意と詳細情報の収集により、要援護者を把握します。

イ) 要支援者の情報共有の方法

地域見守り支えあいネットワークに登録を申出した場合、行政が保有する個人の基本情報と最小限の福祉情報とが記載された名簿(36、37頁参照)が作成され、民生・児童委員や町内会長、社会福祉協議会、消防、警察などの支援関係団体と名簿情報が共有されます。現状は、行政、民生・児童委員、町内会長、消防が情報を共有していますが、今後、地区まちづくり推進協議会等へも支援の幅を広げ協力体制を推進します。

なお、民生・児童委員が「安心カード」によって把握する、健康状況などの詳細情報は、民生・児童委員のほか、行政と消防機関だけで情報共有し、災害時のほか救急・火災予防などでも活用します。

日々の民生委員活動の中で常に状況が把握されていますが、支援団体への名簿は当面、毎年1回年度当初に更新します。名簿の提供の際には、「要支援者名簿に係る個人情報の取り扱いに関する協定書」(40 頁参照)を締結しながら、個人情報の取り扱いに十分に留意します。

ウ) 要支援者の支援に関する事項

民生・児童委員の活動に協力する福祉協力員の活動促進を図り、見守りのための会議等の場面を活用し、地区区長会等との連携も深め、地域の日常的な見守り活動を促進します。

また、市内の民間事業所等との見守り連携協定や、IT 機器を活用した安否確認など、多様な手法による重層的な見守り体制を検討します。

災害時の支援については、福祉避難所の協定締結を促進し、災害時に迅速な設置・運営が図れるよう要支援者に配慮した防災体制の整備を進めます。

地域における互助・共助の仕組みによる防災体制を促進するよう、地域見守り支えあいネットワークの活動を定期的に周知します。

アンケート調査結果から

「地域でしてほしい手助け」のアンケート結果（69頁参照）では、「災害時の支援」が約 17%、その他、「日常の声かけ」や「子どもたちの見守り」など、見守り活動関連が約 42%を占めています。一方、「地域見守り支えあいネットワーク」の認知度（75頁参照）は低く、約 70%の人が知らないと答えています。

またその反面、「要支援者を支える制度」や「避難行動要支援者名簿」について（75、77頁参照）は、約 76%の人がその必要性を感じています。

このようなことから、今後も広く制度を周知し、市民の理解を図ることが重要課題と言えます。

地域見守り支えあいネットワーク 登録者数と名簿配布数

現 状	登録要件該当者	登録者数	避難行動要支援者名簿の配布数 (町内会との協定締結件数)
平成 26 年度	6, 997 人	2, 736 人	149 町

※平成 27 年 1 月時点の数

※登録要件とは、75 歳以上の高齢者や要介護認定者、障がい手帳保持者など

目 標	平成 27 年度	平成 31 年度
登録者数	3, 200 人	3, 600 人
避難行動要支援者名簿の配布数 (町内会との協定締結件数)	190 町	282 町 (全町)

(2) 生活困窮者支援体制の整備

地域福祉計画に定める生活困窮者の自立支援方策は次のとおりとします。

ア) 生活困窮者に関する情報の把握

生活保護に関する相談等を中心に福祉関係窓口の情報を収集し、対象者の把握に努めます。また、社会福祉協議会が実施する生活資金の貸付業務等での相談内容とも密接に連携しながら、両窓口での相談情報を集約します。

窓口以外の体制として、行政の関係分野と社会福祉協議会、ハローワーク等を交えた支援会議を開催することで、生活困窮者が抱えるさまざまな課題の共有を行い、順次、必要に応じて福祉関係以外の部門（民生・児童委員、教育委員会、税・料金の徴収部門等）との連携を促進し家計相談や学習支援等を検討します。

イ) 自立支援体制の整備

生活保護関係窓口での相談だけでなく、社会福祉協議会で行う生活資金の貸付業務等での相談内容も含めて対応するよう、各窓口に専門の支援員を配置し、継続した相談対応と課題解決にむけた就労支援を実施する。被生活保護者の就労支援事業とも連携をとり、必要に応じて住居確保給付金の支給等やハローワークなどの既存の就労支援制度の活用しながら、就労による生活困窮からの早期脱却を図ります。

生活困窮者自立支援の状況

年 度	生活困窮者 相談数 (稼働年齢層)		自立相談支援 対象者数		支援による 就労者数	生活保護 申請者数 (市)	福祉資金 貸付件数 (社協)
	人数	延べ 件数	自立計画 策定者	その他 支援者			
H25	市	168	298			12	15
	社協	85	244				
H26	市	144	341	2	6	12	6
	社協	75	306	4	3	6	25

※ H26 は平成 27 年 1 月末時点の数値

目 標		平成 27 年度		平成 31 年度	
		市	社協	市	社協
生活困窮者相談数 (稼働年齢層)	人数	150	80	160	90
	延べ件数	360	320	380	340
自立相談支援 対象者数	自立計画策定者	5	15	10	20
	その他支援者	10	20	15	35
支援による就労者数		15	10	20	15

(3) 地域における生活支援体制の促進

高齢、障がい、子育て支援、健康のいずれの分野においても、地域の人々の理解や協力、連携など、様々な支援が必要です。住む場所であったり、介護と医療の連携等の生活環境であったり、子育てのための活動であったりと、どのような場面でも、地域福祉を支えるためには、地域人材の協力が必要不可欠です。

若い世代のうちから福祉意識に関心を持ってもらえるよう、ボランティア体験や認知症理解の講座など、福祉人材を育成につながる事業を継続します。

また、地域で幅広く活動している地区区長会や、見守り体制の継続に深く協力している民生・児童委員、地区社会福祉協議会（福祉協力員）、高齢者の経験を生かした活動を行うシルバー人材センターなど、各機関を通じて地域人材との連携を強化し、買い物支援や家事支援等の生活支援を含め、ボランティア活動を促進します。買い物支援や移動支援、除雪の支援などは、民間団体への支援策を通じた地域生活を支える仕組みづくりを進めます。

民生・児童委員の活動を広く周知するとともに、福祉協力員への協力体制を強化する方策を進め、不足しがちな人材と多種多様化する活動内容を効果的に運営できるよう努めます。

アンケート調査結果から

【民生・児童委員】

地域での手助けを誰に求めるとのアンケート（69頁参照）では、福祉関係機関の中では民生・児童委員が約11%と高い割合となっています。

一方、自分の地域の民生・児童委員について（74頁参照）は、約57%の人がなんらかの関わりや関心をもって認識しており、認知度は非常に高いことがうかがえます。ただし、約32%の人は、知らないと答えており、民生・児童委員活動のさらなる周知が課題と言えます。

アンケート調査結果から

【福祉協力員】

加賀市社会福祉協議会と地区社会福祉協議会が委嘱している、地域の福祉ボランティアである「福祉協力員」に関するアンケート（75頁参照）では、約61%の人が、知らないと回答しており、現在でもなお、その役割への理解や周知方法に大きな課題が残ります。

目標	平成27年度	平成31年度
民生委員活動の周知（毎年継続）	2回	4回
ボランティア体験、障がい者理解会議の開催回数	40回	49回
福祉協力員の人数	393人	450人
見守り座談会の開催回数	34回	68回

(4) 成年後見制度の相談体制の促進

判断能力が低下した高齢者や、障がいのある人の地域での生活を支え、その権利が擁護されるように、成年後見制度の周知活動を促進します。

また、制度利用を促進するために、「かが成年後見センターほっこり」の運営体制を強化し、幅広い相談対応と周知活動が行えるよう支援します。

アンケート調査結果から

「成年後見制度」について（77頁参照）、あまり知らない、知らないと回答した人が約63%いることから、制度についての周知が、不十分であると言えます。

また、自分や家族が必要となった場合に成年後見制度を利用したいかという質問（79頁参照）に対しても、制度の理解を問わず「分からない」と回答した人が約56%いることから、一般的な制度周知だけでなく、具体的な状況に応じ制度の利用場面を、分かりやすい形で周知することで、将来、自分が望むサービスを選択できるよう、成年後見制度に関する相談体制を促進する必要があります。

かが成年後見センターほっこり 相談支援件数

目 標	平成27年度	平成31年度
成年後見に関する相談※1	566件	800件
申立支援件数	2件	6件

※1 「制度利用」、「金銭管理」等の相談の合計数

※2 平成27年度は、平成26年11月30日時点の数

地域福祉分野資料

①登録申出書兼同意書

加賀市地域見守り支えあいネットワーク 登録申出書兼同意書

(宛先) 加賀市長 【新規・変更】
 加賀市民生委員児童委員協議会長

日頃の見守りや災害時の円滑な避難支援活動や安否確認などに役立てるため、下記個人情報と市が保有している情報（介護状況や障害状況など）を、民生・児童委員、町内会組織、社会福祉協議会、自主防災組織、消防、警察等の避難支援等関係者へ提供することに、

- 同意して、登録を申出ます。
 （同意される方は、①②③の欄を必ず記入して下さい。）
- 同意するかしないかを判断するために、加賀市からの詳細な説明を求めます。
 （詳細な情報を求められる方は、①の欄を必ず記入して下さい。）
- 上記のいずれかをまるで囲むか、又はチェックを入れて下さい。

① 申出者の氏名等 申出日 平成 年 月 日

ふりがな		性 別	男・女	
氏 名	印	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日 (歳)	
住 所	〒922-	自 宅	0 7 6 1 -	-
	加賀市	携 帯 電 話	-	-
		F A X	0 7 6 1 -	-

② 緊急時の家族等の連絡先

ふりがな		続柄	自宅・会社	-	-
氏 名			携 帯 電 話	-	-
ふりがな		続柄	自宅・会社	-	-
氏 名			携 帯 電 話	-	-

③ 避難支援等を必要とする理由（当てはまる理由すべてにチェックを入れて下さい。）

<input type="checkbox"/> 一人暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯	<input type="checkbox"/> 介護認定を受けている
<input type="checkbox"/> 障害手帳をもっている	<input type="checkbox"/> その他 ()

※同意をいただいた場合、市が持っている介護・障害情報やひとり暮らしである情報などを、避難行動要支援者名簿に記載し避難支援等関係者に提供いたします。

※この制度に登録することにより、日頃の見守りや災害時の支援が必ずなされることを保障するものではありません。また、避難支援等関係者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

登録申出者が市外転出や施設・病院等への長期入所になった場合は、申出がなくても登録を削除する場合があります。

※登録申出書を代理の方が記入される場合は下記に必要事項の記入をお願いします。

代理人の住所 : 〒 _____
 代理人の氏名 : _____
 (続 柄) : ()
 代理人の電話番号 : _____

②避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者名簿の見方について

災害対策基本法においては、高齢者や障がい者など災害時における避難行動要支援者を把握し、その名簿を作成することが自治体に義務付けされます。加賀市では支援の対象者(右側欄内⑥1~5参照)のなかで、地域見守り支えあい制度の登録に同意された方について、名簿を作成しています。日常から災害時まで幅広い支援体制を充実させるため、民生委員や区長、消防など避難支援等関係者で名簿を共有することにしております。

名簿の項目は、基本情報(住所・氏名など)と本人申請の情報(電話番号や緊急時の連絡先など)、支援を必要とする事由などで構成され、本人申請の情報以外は、市の保有する住民登録情報や障がい・介護関係の情報が記載されます。

平成〇〇年〇月〇日

避難行動要支援者名簿

①市の住民登録の情報

地区(行政区)名: 大聖寺南町						
No	行政区名称	氏名	性別	生年月日	年齢	住所
1	大聖寺南町	塩屋 太郎	男	1915/1/24	98	大聖寺南町ア1番地 加賀アパート201号室
2	大聖寺南町	片山津 一郎	男	1927/1/27	86	大聖寺南町ア2番地
3	大聖寺南町	加賀 三郎	男	1935/1/22	78	大聖寺南町ア3番地
4	大聖寺南町	加賀 花子	女	1925/1/23	88	大聖寺南町ア3番地
5	大聖寺南町	大聖寺 花子	女	1965/1/25	48	大聖寺南町ア4番地
6	大聖寺南町	作見 太郎	男	1947/1/28	66	大聖寺南町イ1番地 コーポ加賀402号
7	大聖寺南町	橋立 太郎	男	1913/1/29	100	大聖寺南町イ2番地
8	大聖寺南町	山中 太郎	男	1965/1/30	48	大聖寺南町イ3番地
9	大聖寺南町	三木 花子	女	1935/1/26	78	大聖寺南町イ4番地
10						

④名簿は地区(行政区)単位で印刷します。
名簿記載の順番は、住所地の順で並べます。

⑤同一世帯は並んで記載しますが、世帯内での順序は前後することもあります。

⑥『避難支援を必要とする事由』欄は以下の5分類で表記されます。

1. 一人暮らし高齢者・・・75歳以上の単身高齢者
2. 高齢者のみ世帯・・・高齢者のみの世帯(75歳以上)
3. 介護認定・・・・・・・・要介護3以上
4. 障がい認定・・・・・・・・身体障がい(肢体・視覚・聴覚の1～2級)、
知的障がい(A・B)、精神障害(1～2級)、
内部障がい者(心臓・じん臓・呼吸器)
5. その他支援・・・・・・・・上記以外の事由による登録者

②本人申請の情報

③市の介護、障がい
関係の情報

※秘密保持厳守

要支援者		緊急時の家族等の連絡先		避難支援を必要とする事由	備考
自宅電話	携帯電話	氏名	電話番号		
72-1112		塩屋 次郎	72-2223	一人暮らし高齢者	
	090-1111-1116	片山津 二郎	72-2225	一人暮らし高齢者	
72-1111	090-1111-1117	加賀 四郎	72-2222	高齢者のみ世帯	
72-1111	090-1111-1118	小松 梅子	0761-11-2222	高齢者のみ世帯	
	090-1111-1119			障がい認定	
72-1115		作見 次郎	076-111-2222	介護認定	
72-1116		橋立 吾朗	72-2227	一人暮らし高齢者 介護認定 障がい認定	
72-1117	090-1111-1120			その他支援	
				一人暮らし高齢者	

⑦支援事由が複数ある場合は列記されます。

【注意事項】

- ・この名簿は災害対策基本法第49条の10に定められた名簿であり、同法49条の13により、名簿記載の個人情報には秘密保持の義務が発生します。本来の目的以外の使用や私的利用により損害が発生した場合、賠償を求められることもあります。
- ・名簿は厳重に管理してください。更新時には回収しますので、廃棄しないでください。
- ・名簿保管者が交代する際は、必ず新保管者に引継ぎをしてください。

地域福祉分野資料

③安心カード (表)

重要

加賀市地域見守り支えあいネットワーク

安心カード

救急・火事は

119番



警察は

110番

大聖寺警察署

☎72-0110



わたしが避難する場所：初めは _____、次は _____ です。

緊急時の連絡先				作成日	年	月	日
(ふりがな) 世帯主名	-----		自宅の 電 話	() -			
住 所	加賀市		自宅まで の目標物				
(ふりがな) 家 族 等 連 絡 先	氏 名	-----	続 柄	電 話	() -		
		-----		携帯電話	- -		
民生委員	氏 名	-----	続 柄	電 話	() -		
		-----		携帯電話	- -		
担当ケア マネジャー	氏 名	-----	事業所名	電 話	() -		
		-----		携帯電話	- -		
そ の 他	1. 福祉協力員	氏 名	-----	電 話	() -		
	2. 福祉サービス事業所	事業所名	-----	携帯電話	- -		
	3. その他	-----					

発行 加賀市役所地域福祉課 TEL 0761-72-7854 加賀市社会福祉協議会 加賀市民生児童委員協議会 TEL 0761-72-1500

(裏)

医療・身体情報 (該当するものに○印または☑をつけてください。)

(ふりがな) 氏名	作成日 平成 年 月 日		
	性別	血液型	型
生年月日	大・昭・平 年 月 日生 (歳)		
かかりつけの 医療機関	科		
	科		
	科		
治療中の病気	<input type="checkbox"/> 脳疾患 <input type="checkbox"/> 腎臓病 <input type="checkbox"/> 呼吸器疾患 <input type="checkbox"/> 高血圧 <input type="checkbox"/> 認知症 <input type="checkbox"/> 糖尿病 <input type="checkbox"/> 心臓病(ペースメーカー・その他) <input type="checkbox"/> その他()		
避難所までの 移動に必要な項目	<input type="checkbox"/> 介助が必要 ※身体的理由のみも含む <input type="checkbox"/> 用具が必要 (<input type="checkbox"/> 杖 <input type="checkbox"/> 歩行器 <input type="checkbox"/> 車イス <input type="checkbox"/> その他())		
障がいの状況	<input type="checkbox"/> 視覚 <input type="checkbox"/> 聴覚 <input type="checkbox"/> 知的 <input type="checkbox"/> 精神		
医療処置 (重複選択可能)	<input type="checkbox"/> インシュリン注射 <input type="checkbox"/> 人工透析 <input type="checkbox"/> 人工呼吸器 <input type="checkbox"/> 人工肛門・尿道カテーテル <input type="checkbox"/> アレルギー() <input type="checkbox"/> その他 ※薬、医療用具など伝えたいこと()		

(ふりがな) 氏名	作成日 平成 年 月 日		
	性別	血液型	型
生年月日	大・昭・平 年 月 日生 (歳)		
かかりつけの 医療機関	科		
	科		
	科		
治療中の病気	<input type="checkbox"/> 脳疾患 <input type="checkbox"/> 腎臓病 <input type="checkbox"/> 呼吸器疾患 <input type="checkbox"/> 高血圧 <input type="checkbox"/> 認知症 <input type="checkbox"/> 糖尿病 <input type="checkbox"/> 心臓病(ペースメーカー・その他) <input type="checkbox"/> その他()		
避難所までの 移動に必要な項目	<input type="checkbox"/> 介助が必要 ※身体的理由のみも含む <input type="checkbox"/> 用具が必要 (<input type="checkbox"/> 杖 <input type="checkbox"/> 歩行器 <input type="checkbox"/> 車イス <input type="checkbox"/> その他())		
障がいの状況	<input type="checkbox"/> 視覚 <input type="checkbox"/> 聴覚 <input type="checkbox"/> 知的 <input type="checkbox"/> 精神		
医療処置 (重複選択可能)	<input type="checkbox"/> インシュリン注射 <input type="checkbox"/> 人工透析 <input type="checkbox"/> 人工呼吸器 <input type="checkbox"/> 人工肛門・尿道カテーテル <input type="checkbox"/> アレルギー() <input type="checkbox"/> その他 ※薬、医療用具など伝えたいこと()		

※救急時や災害時の支援に役立てるため、この「安心カード」の情報を、民生・児童委員、町内会組織、市、消防など避難支援等関係者が共有しています。

地域福祉分野資料

④協定書

加賀市避難行動要支援者名簿に係る個人情報の取り扱いに関する協定書(抜粋)

加賀市(以下、「甲」という。)と〇〇町区長(以下、「乙」という。)は、災害対策基本法第49条の11に規定する、避難行動要支援者名簿(以下「名簿」という。)の提供及び利用にあたり、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 乙は、災害時における安否確認の一環として、名簿を活用し、自力では迅速な避難及び安全な避難生活を送ることが困難であると考えられ、特に配慮と支援を必要とすると認められる者(以下「要支援者」という。)を把握するものとする。

.....
(提供する名簿の対象者の範囲)

第3条 名簿の対象者は、加賀市地域見守り支えあいネットワーク登録申出書兼同意書の提出があった者で、以下の区域に居住する者とする。

提供する要支援者名簿の対象者が居住する区域	〇〇地区 〇〇町
-----------------------	----------

.....
(個人情報の利用及び提供の制限)

第4条 乙は、名簿に係る個人情報を見守り活動以外の目的で利用してはならない。

.....
(名簿の管理)

第5条 乙は、名簿について、適正な管理をしなければならない。

2 乙は、名簿を施錠できる場所に保管するなど、適切な安全対策を講じなければならない。

3 乙は、名簿の紛失、破損、改ざんその他の事故を防止しなければならない。

.....
(名簿の返却)

第9条 乙は、名簿の提供の必要がなくなったとき、速やかに甲に名簿を返却する。

.....
(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(2)分野名〔 高齢者福祉 〕

計画名〔 高齢者お達者プラン 〕

1 概要

団塊の世代が75歳以上となり、介護を必要とする高齢者が急速に見込まれる平成37年度（2025）を見据えた目標をたて、第6期計画期間中に目指すべき姿を明らかにし、中長期的な視野に立った目標を設定し、取り組みを行う平成27年度（2015）から平成29年度（2017）までの3か年を計画期間とします。

2 基本理念

高齢者が住みなれた地域で支え合いながら、その人らしく、自立した暮らしを継続できる社会を実現する。

3 基本目標

(1) 本人が「したいこと」を支援する仕組みづくり

その人らしい自立した暮らしの継続を考え、それを実現するには、高齢者がさまざまな活動に関わることが生きがいとなり、そのような生活の中で、高齢者自身がいきいきと暮らし続けることができるよう、自分が「したいこと」を知り、自分が決めて、自分で行うことを支援する仕組みを作ります。

(2) 地域で安心して生活し続けることができる体制づくり

たとえ認知症やどんな状態になっても、地域で安心して暮らし続けることができる体制を作ることが大切です。医療と介護の基盤との連携や本人や家族が必要とする情報の提供、困ったときにいつでも相談できる体制、介護医療では対応できないところを補完する環境整備など、多様な体制づくりが必要です。認知症になっても、地域での生活が続けられるように、地域の人々の理解が得られるような取り組みをしていきます。

(3) 地域での支えあいの体制づくり

高齢化、高齢世帯、独居、認知症高齢者の増加により、自宅での生活のしづらさ（ちょっとした生活の困り事）が発生し、サービスを利用したり、施設入居をするなど、自宅や地域をあきらめざるを得なくなる。

本来、「住みなれた地域（自宅）で暮し続けることができる」体制を作るため、事業者や行政だけでなく、地域住民自らが自分たちが住み続けても安心できる地域

のために何が出来るかを考え取り組むことが出来る体制づくりが重要です。

4 重点施策

(1) 健康づくりと社会活動の推進

「したいこと」をするためには「したいこと」ができる自分を作る必要があります。そのためには、介護を必要とする時間をできるだけ短くし、健康寿命の延伸を推します。また、「したいこと」をするときに、活動できる場がないことにはできない。「したいこと」は人それぞれ違いはあるが、それに応えられるような場が必要である。活動できる機会を充実していく体制をつくりまします。

(2) 自己決定と継続の支援

「したいこと」をするためには、本人が自分のことを客観的に見つめ、自分の望みを知っておくことや、また、周囲もそれを理解して、応援することが大切です。その人の状態に応じてできる場所や機会を伝えたりつないだりまします。もし認知症になって、したいことをうまく伝えられなくなっても、周りの人がわかるよう努力し、したいことの支援を推進まします。

(3) 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは地域包括ケアシステムにおける中核的な機関として総合相談、課題把握・分析、関係機関との連絡調整等のネットワーク形成など、高齢者を取り巻く環境全般に対する支援が期待まされています。これまでは市全域を直営1カ所で担ってまきましたが、地域特性に応じこれらの機能を果たしていくためには、地区単位に地域包括支援センター機能を切り出し、包括機能の地域分散化により地区単位の課題や資源を活用した地域づくりを進めまします。

(4) 認知症の理解と支援体制の充実

認知症になっても地域で安心して暮らし続けるためには、早い段階で住民一人ひとりが自分ごとや家族の立場になり、認知症という病気を正しく理解し、自身として取り組みや備えることが大切です。また、認知症の人を排除するのではなく、地域として支えあう仕組みや認知症の人が本人らしく暮らし、継続できるよう認知症ケアの資質向上が求められます。今後も、加賀市における認知症ケアパスの構築に向けた取り組みを進めていきます。

(5) 24時間365日の地域生活を支えるための基盤整備

住みなれた地域での生活を継続するには、本人の状況に応じた生活の基盤となる住

まいの確保だけでなく、緊急時の連絡体制、住まいからの外出の支援、医療や介護サービスなど様々な在宅生活を支える支援を一体的に受けることができる環境が必要となってきます。2025年に向け、各地域に必要となるさまざまなサービスを見込み、地域生活を支える体制づくりに取り組んでいきます。

(6) 在宅医療連携の推進

誰しも、高齢になるに伴って何らかの病気にかかり、あるいは介護を要する状態となり得るものです。在宅生活を続けるには、それを支える「医療」と「介護」が切れ目なく提供されることが必須となります。そのため、訪問診療をはじめとする在宅療養の支援体制を強化するとともに、「医療」と「介護」の連携の推進に取り組めます。

(7) 安心安全の確保

本人がすぐに介護や医療のサービスを利用できない状況に陥った時でも、一時的に避難できる体制を確保しておく必要があります。本人の生活が安定したのちには、本人が本来受けられるべきサービスを受けられるように支援し、普段の生活に戻れるような支援をすることが大切です。また、本人が犯罪や災害により不利益を被るような状況に陥らないように、予防や備えを行えるような取り組みをしていきます。本人サービスの利用にあたり、金銭的な要因により不利益を被るようなことがないように、利用可能な各種の制度を利活用し、本人が必要なサービスが利用できるように支援します。

(8) 多様な生活支援の充実

これまでの暮らしを継続するためには、単に生活課題を解決するための代替サービスを用意するものではなく、介護認定の有無にかかわらず、支援が必要な人に一人ひとりの生活に応じたかかわりが大切である。またその際には世帯単位でのかかわり（家族介護支援）や友人や知人の関係が途切れることがないような支援を充実していきます。

(9) 住民主体の活動の支援

地域の現状を地域が理解し、自身のこととして捉え、現状から見えてくる課題を共有する場が必要です。課題に対し地域として取り組む中で、住民一人一人の役割として自らに何ができるのかを考え行動することが大切です。個々の行動が積み重なることで地域としての支援体制が構築されます。住民が主役の地域づくりについて、行政・事業者・住民が共に考えることができる体制を推進していきます。2025年に向け、各地域に必要となるさまざまなサービスを見込み、地域生活を支える体制づくりに取り組んでいきます。

(3)分野名 [障がい者福祉]

計画名 [障がいのある人のサポートプラン]

1 概要

加賀市障がい者計画・障がい福祉計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「障害者計画」と障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「障害福祉計画」とを一体的に策定するものです。計画策定に当たっては、地域における障がいのある人の現状やニーズを把握して計画に反映させることとし、今後の障がい者施策を効果的かつ計画的に推進していくための指針となります。

2 基本理念

障がいの有無にかかわらず、一人ひとりが尊重され、共に参加し、共に暮らし、「あたりまえの生活」ができるまちづくり

障がいのある人が日常生活又は社会生活を営むための支援は、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会における共生を妨げられないこと並びに社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行うことが必要です。

障がいのある人もない人も、どこで誰と生活しようが、「あたりまえの生活（普通の生活）」を送ることができるような社会を築き、市民一人ひとりが障がいや障がい者について正しい認識を持つと共に、障がいのある人が日常生活や社会生活を営んでいくうえで、その能力を最大限に発揮できるような生活環境や社会環境の充実等の諸条件を整備していくことが極めて重要な要素となります。

本計画の策定に当たっては、障がいのある人に対する支援を当然のこととする「社会モデル」の観点に立ち、障害者基本法の「障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものである」との理念に則り、全ての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会の実現を目指していくことを基本理念とします。

3 基本目標

基本理念の実現に向け、次の3つの基本目標を定めます。

(1) 暮らしの基盤づくり

障がいの予防・軽減を図るための保健・医療サービスの充実、地域での暮らしを支える生活支援サービスの充実と居住の場の確保、必要な情報の提供と助言、その他障害福祉サービス等の利用を支援するための相談支援の拠点の確保などを図り、障がいのある人とその家族の暮らしを支援します。

(2) じりつと社会参加の基盤づくり

障がいのある子どもの能力と可能性を伸ばす保育・教育環境の整備、働く意欲を持つ障がいのある人の適性と能力に応じた就労の場の確保、生活を豊かにするスポーツや文化芸術活動の推進などに努め、障がいのある人がじりつした生活を送ることができ、あらゆる分野の活動に参加できるよう支援します。

(3) すべての人にやさしいまちづくり

市民、事業者、行政が一体となり、障がいのある人を取り巻く物理的・心理的な障壁を除去し、支援を必要とする人を地域ぐるみで支援する体制を構築し、障がいのある人とその家族が安心して暮らし、社会参加できるまちづくりを推進します。

4 重点施策

(1) 障がい者理解の促進

障がいや障がいのある人に対する先入観や偏見を払拭するための取組みを強化し、こころのバリアフリーをより一層推進します。

(2) じりつと社会参加のための体制整備の推進

障がいを社会モデルとして認識し、障がいのある人のじりつと社会参加の体制整備を推進します。

(3) 地域生活移行・定着のための支援体制の確立

長期入院や施設入所の障がいのある人が自己決定・自己選択により地域社会で安心して暮らすことができるよう、退院又は退所後の地域生活移行・定着のための体制整備を図ります。

(4) 移動手段の確保

移動に支障のある障がいのある人のじりつと社会参加を促進するため、公共交通システムの確立や移動支援に係るサービスの充実を図ります。

(5) 就労支援策の充実

一般就労を希望する障がいのある人の支援体制を強化し、一般就労の促進と一般就労後の安定を図ります。また、福祉的就労についても、就労環境向上のための取組みを強化します。

(4)分野名〔 子育て支援 〕

計画名〔 加賀市子ども・子育て支援事業計画 〕

1 概要

全国的な出生数の減少や出生率の低下に伴い、深刻な少子化が進行しています。

国はこれまで少子化対策を推進するため「次世代育成支援対策支援法」を制定し、次世代育成に向けた取り組みを進めてきました。

さらに、子どもを取り巻く環境は、めまぐるしく変化しており、子育てをしやすい社会環境を整え、子育て支援を総合的に推進するため、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立しています。新たな子育て支援の仕組みである「子ども・子育て支援新制度」は、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保及び教育、保育の質的改善、地域の子ども・子育て支援の充実を目指しています。

この「子ども・子育て支援新制度」の実施にあたり、次の2つの視点にも留意し子育てしやすい環境をさらに充実し整備することが課題となっています。

市が進めていくべき子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定めるための「加賀市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

(1) 少子化

少子化の要因の一つとされる未婚率については、25歳から29歳の階層で未婚率が増加しており、平成2年で32.4%だったものが平成22年には59.3%が未婚となり晩婚化が顕著になっています。

晩婚化とともに、若年人口が減少していることから、出生数は平成8年の656人から、平成25年では472人まで減少しており、今後もさらに減少していくと考えられます。

(2) 人口減少

日本の大きな問題である少子高齢化の傾向は、今後も子どもを産む世代が減少していくことから、人口減少と少子高齢化の傾向にさらに拍車がかかることとなります。

2 基本理念

「地域で支えあい安心して子育てができる住みよいまち」

子どもと家庭を取りまく環境が大きく変化している中、子育てしやすい環境を構築し次代を担う子どもたちを地域全体で支えることが必要です。

このため、きめ細やかな子育て支援を充実し、加賀市で子どもを育ててよかったと

思えるようなまちを目指すこととし、「地域で支えあい安心して子育てができる住みよいまち」を基本理念とします。

3 基本目標

基本理念の実現に向け、子育て施策を総合的に推進するため、次の5つの基本目標を定めます。

(1) わたしたちと地域が支える子育てしやすいまちづくり

保育園や幼稚園、学校をはじめ、地域住民が協力・連携し、子育てをしているすべての親が安心して子育てができるようネットワークづくりを進め、より確実な情報の提供や相談体制の充実を図ります。

(2) すべての子育て家庭にきめ細やかな支援ができるまちづくり

すべての子育て家庭に対して必要な支援ができるよう、保護者のニーズに対応した保育サービスの充実を図ります。また、ひとり親家庭や障がいのある子どもへの支援を推進します。

(3) 健康で感性豊かな次代の市民を育成するまちづくり

すべての子どもの健やかな成長の実現に向けて、妊娠期から切れ目ないきめ細やかな子育て支援に取り組みます。

また、子どもたちが心身ともにたくましく育つことができるよう、保育園、幼稚園、学校、家庭、地域が連携し、地域の子育て力の活性化を推進します。

(4) 子どもからおとなまで、すべての市民が安心して暮らせるまちづくり

子どもたちを犯罪や交通事故、災害などから守るため、親や地域が協力して見守る活動への支援と、子ども自身が自らを守るための教育を、地域、家庭、行政が一体となって推進します。

(5) 仕事と家庭の両立を支援し、若者が安心して家庭をもてるまちづくり

労働環境の改善を促進するとともに、働く母親が比較的多い地域柄を考慮した子育て支援を展開するなど、若者が経済的にじりつし、安心して結婚や子育てに希望を持てる環境の整備を推進します。

4 重点施策

(1) 子育ての経済的支援

保育料の減額や医療費助成の拡充等、子育て家庭やひとり親家庭への経済的な支援を実施していくとともに、子育てを社会全体で支援する体制づくりを推進します。

(2) 保育サービスの充実

「子ども・子育て支援新制度」に基づき、多様化する保育ニーズへのきめ細やかな対応、幼児教育の充実ができるよう保育環境の向上を図ります。

(3) 地域における子育て支援

地域における子育て支援拠点事業や放課後における児童の居場所づくり、子育てに関する相談対応などに、行政、学校、保育園、地域、関係団体などが連携し支援体制の充実を図ります。

(4) 発達に遅れや障がいのある子どもへの支援

障がいや発達に遅れのある子どものじりつに向け、福祉・保健・教育などの関係機関が連携し、乳幼児期から一人ひとりのニーズに応じた一貫した相談支援体制の構築・充実を図ります。

(5)分野名〔 健康 〕

計画名〔 かがし健康応援プラン21(第二次) 〕

1 概要

平成 12 年度より展開されてきた国民健康づくり運動「健康日本 21」では、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸、生活の質の向上を目的として、健康を増進し、病気の発症を予防する「一次予防」に重点をおいた取組が推進されてきました。

本市では、国の指針である「健康日本 21」、「健やか親子 21」を踏まえ、全てのライフステージを通じた健康づくり計画として「かがし健康応援プラン 21 (第一次) (以下「第一次計画」という。)」を平成 19 年 3 月に策定し、「ともに支えあう健康でこころ豊かなまちづくり」、「健康づくり」を推進しています。

2 基本理念

健やかでこころ豊かな生活の実現

3 基本目標(国の基本方針)

平成 25 年度から平成 34 年度までの「二十一世紀における第二次国民健康づくり運動(健康日本 21 (第二次))」では、21 世紀の日本を『急速な人口の高齢化や生活習慣の変化により、疾病構造が変化し、疾病全体に占めるがん、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病の割合が増加し、これら生活習慣病に係る医療費の国民医療費に占める割合が約 3 割となる中で、高齢化の進展によりますます疾病や介護による負担は上昇し、これまでのような高い経済成長が望めないとするならば、疾病による負担が極めて大きな社会になる。』とし、引き続き、生活習慣病の「一次予防」に重点を置くとともに、合併症の発症や症状進展などの重症化予防を重視した取組を推進するため、5 つの基本的な方向を示しています。

「かがし健康応援プラン 21 (第二次)」の策定にあたっては、「国の基本方針」を踏まえ、次の 3 点を重点施策として位置づけました。

4 重点施策

市民の健康増進を図ることは、急速に高齢化が進む本市にとっても、一人ひとりの市民にとっても重要な課題となっています。

健康増進施策を本市の重要な行政施策として位置づけ、「かがし健康応援プラン 21 (第二次)」では、市民の健康に関する各種指標を活用し、次の 3 点を取り組みの柱とします。

(1) 生活習慣病の発症予防・重症化予防の徹底

食生活の改善や運動習慣の定着等一次予防（生活習慣を改善して健康を増進し、生活習慣病の発症を予防すること）に重点を置いた対策を始めとし、合併症や症状の進展等の重症化予防に重点を置いた対策に取り組みます。

また、若いうちから生活習慣病対策につなげる生活習慣病予防健診、働き盛りの健康を守るがん検診について、より健診（検診）を受けやすい体制づくりに取り組みます。

(2) じりつした生活を送るために必要な能力の維持・向上

乳幼児期から高齢期まで、それぞれのライフステージにおいて、心身機能の維持及び向上につながるように、各種関連事業の活用等を推進し充実を図ります。

また、生活習慣病を予防し、又はその発症時期を遅らせることができるよう、低出生体重児の予防と、子どもの頃から健康な生活習慣づくりに取り組みます。

(3) 健康を支え、守るための社会環境の整備

地域での健康づくり事業を推進し、受動喫煙防止対策や保健指導体制の強化等、その環境整備の推進に努めます。